



三重県公報

令和元年9月20日(金)

第 40 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
322	保安林の指定をする旨	(治 山 林 道 課)	2
323	北勢中央公園の利用料金の承認	(都 市 政 策 課)	2
324	鈴鹿青少年の森の利用料金の承認	(同)	3
325	亀山サンシャインパークの利用料金の承認	(同)	3
326	熊野灘臨海公園の利用料金の承認	(同)	4
327	大仏山公園の利用料金の承認	(同)	4
328	特定計量器の定期検査の実施	(計 量 検 定 所)	5
公 告			
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農 地 調 整 課)	5
	土地改良事業計画の変更認可	(同)	6
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	(工 業 研 究 所)	6

告 示

三重県告示第 322 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をしますので、同法第 33 条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示します。

令和元年 9 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 保安林の所在場所
四日市市北山町字中ノ山 2111、2111 の 2
- 2 保安林指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び四日市市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 323 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項の規定により、北勢中央公園の利用料金を次のとおり承認しました。

令和元年 9 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定管理者
株式会社名阪造園
代表取締役 田中 清平
- 2 利用料金の額

種別	単位	金額
1 行為の許可受者が次に掲げる行為をする場合		
(1) 物品の販売その他の営業を行うもの	日額 1 平方メートル	37 円
(2) ロケーションを行うもの	日額 1 台	1,320 円
(3) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しを行うもの	日額 1 平方メートル	37 円
2 公園施設を利用する場合		
(1) 野球場	1 時間	児童生徒等 550 円 その他の者 1,100 円 （夜間照明設備を利用する場合は、上記の金額にそれぞれ 5,500 円を加算した額とする。）
(2) 野球場付属施設等（本部室、放送室及び放送設備をいう。）	1 時間	児童生徒等 330 円 その他の者 660 円
(3) テニスコート	1 時間 1 面	児童生徒等 330 円 その他の者 550 円 （夜間照明設備を利用する場合は、上記の金額にそれぞれ 1,100 円を加算した額とする。）

備考 金額が、時間、日、メートル又は平方メートルを単位として定められている場合における端数についての処理は、それぞれ一単位として計算する。

- 3 利用料金の承認年月日
令和元年 8 月 7 日
- 4 利用料金の適用年月日
令和元年 10 月 1 日

三重県告示第 324 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項の規定により、鈴鹿青少年の森の利用料金を次のとおり承認しました。

令和元年 9 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定管理者
三重県森林組合連合会
代表理事会長 上田 和久
- 2 利用料金の額

種別	単位	金額
行為の許可受者が次に掲げる行為をする場合		
(1) 物品の販売その他の営業を行うもの	日額 1 平方メートル	37 円
(2) ロケーションを行うもの	日額 1 台	1,320 円
(3) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しを行うもの	日額 1 平方メートル	37 円

備考 金額が、時間、日、メートル又は平方メートルを単位として定められている場合における端数についての処理は、それぞれ一単位として計算する。

- 3 利用料金の承認年月日
令和元年 8 月 20 日
- 4 利用料金の適用年月日
令和元年 10 月 1 日

三重県告示第 325 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項の規定により、亀山サンシャインパークの利用料金を次のとおり承認しました。

令和元年 9 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定管理者
サンシャインパーク GM
代表者 亀山サンシャインパーク株式会社
代表取締役 北川 亨
- 2 利用料金の額

種別	単位	金額
行為の許可受者が次に掲げる行為をする場合		
(1) 物品の販売その他の営業を行うもの	日額 1 平方メートル	37 円
(2) ロケーションを行うもの	日額 1 台	1,320 円
(3) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しを行うもの	日額 1 平方メートル	37 円

備考 金額が、時間、日、メートル又は平方メートルを単位として定められている場合における端数についての処理は、それぞれ一単位として計算する。

- 3 利用料金の承認年月日
令和元年 8 月 20 日
- 4 利用料金の適用年月日
令和元年 10 月 1 日

三重県告示第 326 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項の規定により、熊野灘臨海公園の利用料金を次のとおり承認しました。

令和元年 9 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定管理者
紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社
代表取締役社長 吉川 勝也

2 利用料金の額

種別	単位	金額
行為の許可受者が次に掲げる行為をする場合		
(1) 物品の販売その他の営業を行うもの	日額 1 平方メートル	37 円
(2) ロケーションを行うもの	日額 1 台	1,320 円
(3) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しを行うもの	日額 1 平方メートル	37 円

備考 金額が、時間、日、メートル又は平方メートルを単位として定められている場合における端数についての処理は、それぞれ一単位として計算する。

- 3 利用料金の承認年月日
令和元年 9 月 5 日
- 4 利用料金の適用年月日
令和元年 10 月 1 日

三重県告示第 327 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項の規定により、大仏山公園の利用料金を次のとおり承認しました。

令和元年 9 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定管理者
有限会社太陽緑地
代表取締役 吉川 信吾

2 利用料金の額

種別	単位	金額
1 行為の許可受者が次に掲げる行為をする場合		
(1) 物品の販売その他の営業を行うもの	日額 1 平方メートル	37 円
(2) ロケーションを行うもの	日額 1 台	1,320 円
(3) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しを行うもの	日額 1 平方メートル	37 円
2 公園施設を利用する場合		
(1) 野球場	1 時間	児童生徒等 550 円 その他の者 1,100 円 (夜間照明設備を利用する場合は、上記の金額にそれぞれ 5,500 円を加算した額とする。)
(2) テニスコート	1 時間 1 面	児童生徒等 330 円 その他の者 550 円 (夜間照明設備を利用する場合は、上記の金額にそれぞれ 1,100 円を加算した額とする。)

備考 金額が、時間、日、メートル又は平方メートルを単位として定められている場合における端数についての処理は、それぞれ一単位として計算する。

- 3 利用料金の承認年月日
令和元年 7 月 25 日

4 利用料金の適用年月日
令和元年 10 月 1 日

三重県告示第 328 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、伊勢市及び度会郡において次のとおり特定計量器（質量計）の定期検査を実施します（ひょう量 500k g を超えるはかりを除く。）。

令和元年 9 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

実 施 の 期 日		実 施 の 場 所
令和元年 10 月 21 日（月）	午前 10 時 30 分から 午後 2 時まで	二見総合支所
令和元年 10 月 23 日（水）	午前 10 時から 午後 3 時まで	御菌総合支所前駐車場 車庫
令和元年 10 月 24 日（木）	午前 10 時から 午後 3 時まで	御菌総合支所前駐車場 車庫
令和元年 10 月 25 日（金）	午前 10 時 30 分から 午後 2 時まで	伊勢市小俣公民館（1 階ロビー）
令和元年 11 月 5 日（火）	午前 11 時から 午後 2 時 30 分まで	南伊勢町南島体育センター前車庫 （南伊勢町役場 南島庁舎横）
令和元年 11 月 6 日（水）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	南伊勢町町民文化会館
令和元年 11 月 7 日（木）	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	玉城町保健福祉会館
令和元年 11 月 8 日（金）	午前 10 時から 午後 3 時まで	度会町役場
令和元年 11 月 11 日（月）	午前 10 時から 午前 11 時 30 分まで	大紀町役場 七保支所
令和元年 11 月 11 日（月）	午後 1 時 30 分から 午後 3 時まで	大紀町滝原公民館
令和元年 11 月 12 日（火）	午前 10 時 30 分から 正午まで	紀勢老人福祉センター
令和元年 11 月 13 日（水）	午前 10 時から 午前 11 時 30 分まで	大紀町コンベンションホール
令和元年 11 月 13 日（水）	午後 1 時 30 分から 午後 3 時まで	大紀町役場 大内山支所

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和元年 9 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

立梅用水土地改良区（多気郡多気町丹生 1620 番地 3）

退任理事

多気郡多気町波多瀬 1271 番地

〃 〃 〃 202 番地

高 橋 賢 治

高 橋 展 生

多気郡多気町片野 558 番地	午 道 由 雄
" " " 1750 番地 1	西 村 篤 太 朗
" " 朝柄 3928 番地	野 呂 郷 武
" " " 2072 番地	深 田 和 彦
" " 古江 698 番地 2	吉 田 勝
" " " 448 番地 5	山 本 剛
" " 丹生 1603 番地	辰 己 清 和
" " " 1628 番地	中 村 豊 實
" " " 1816 番地	中 野 敏 夫
" " " 2308 番地	中 西 眞 喜 子
退任監事	
多気郡多気町朝柄 1801 番地	伊 藤 善 実
" " 丹生 1089 番地	山 岡 清
就任理事	
多気郡多気町波多瀬 1271 番地	高 橋 賢 治
" " " 710 番地 2	深 田 寛 一
" " 片野 558 番地	午 道 由 雄
" " " 1750 番地 1	西 村 篤 太 朗
" " 朝柄 1801 番地	伊 藤 善 実
" " " 2990 番地 3	藤 井 正 美
" " 古江 310 番地 1	川 島 裕
" " " 421 番地	地 主 章
" " 丹生 1603 番地	辰 己 清 和
" " " 1628 番地	中 村 豊 實
" " " 1816 番地	中 野 敏 夫
" " " 2103 番地	中 西 眞 喜 子
就任監事	
多気郡多気町波多瀬 765 番地	山 口 新 一
" " 丹生 1089 番地	山 岡 清

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、土地改良事業（一志南部用土地改良区維持管理事業）の計画変更を令和元年 9 月 11 日認可しました。

なお、変更認可に不服がある者は、三重県を被告として、変更認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に認可処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和元年 9 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和元年 9 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- | | | |
|---|-------------|-----------------------------------|
| 1 | 物品等の名称及び数量 | X線CTシステム 一式 |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市高茶屋 5-5-45
三重県工業研究所 企画調整課 |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 令和元年 9 月 11 日 |
| 4 | 落 札 者 | 三重県津市高茶屋小森上野町 2836 番地の 1 |

		株式会社栄屋理化 代表取締役 宮木 康光
5	落札金額	入札価格 33,640,000 円 契約金額 37,004,000 円
6	決定手続	一般競争入札
7	入札公告日	令和元年 7 月 12 日

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
